

平成18年3月15日(水曜日)第1回定例会

○出席議員(21名)

1番	新宮	征一	議員	2番	佐藤	藤津	毅	議員
3番	鴨田	俊廣	議員	4番	榎	津博	士	議員
5番	木村	寿太郎	議員	6番	松田	田川	孝	議員
7番	猪倉	謙太郎	議員	8番	石川	川忠	義	議員
9番	鈴木	賢也	議員	10番	荒木	木春	吉	議員
11番	柏倉	信一	議員	12番	高橋	橋勝	文	議員
13番	高橋	秀治	議員	14番	佐藤	藤良	一	議員
15番	佐藤	陽子	議員	16番	川	越孝	男	議員
17番	内藤	明一	議員	18番	那須	須藤	稔	議員
19番	佐藤	敬一	議員	20番	遠藤	藤聖	作	議員
21番	伊藤	忠男	議員					

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒	助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育	委員長
奥山幸助	選挙管理	委員長	佐藤勝義	農業	委員会会長
那須義行	庶務	課長	鹿間康	企画	調整課長
菅野英行	行財政	改革推進課長	秋場元	財政	課長
三瓶正博	税務	課長	真木憲一	市民	課長
有川洋一	生活	環境課長	浦山邦憲	土木	課長
柏倉隆夫	都市	計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ	推進課長
佐藤昭	下水道	課長	木村正之	農林	課長
兼子善男	商工	観光課長	尾形清一	地域	振興課長
石川忠則	健康	福祉課長	鈴木英一	会計	課長
荒川貴久	水道	事業所長	兼子良一	病院	事務長
芳賀友幸	教育	課長	熊谷英昭	管理	課長
菊地宏哉	学校	教育課長	布施崇一	社会	教育課長
石山忠	社会	体育課長	鈴木一徳	選挙	管理委員会
安孫子雅美	監査	委員	宇野健雄	事務	局長
清野健	農業	委員会		事務	局長
	事務局	長			

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局	長	安食俊博	局長	補佐
月光龍弘	庶務	主査	大沼秀彦	調査	係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成18年3月15日(水)

午前9時30分開議

再開

- |     |    |    |     |   |
|-----|----|----|-----|---|
| 日程第 | 1  | 議第 | 2号  | 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第7号)   |
| "   | 2  | 議第 | 4号  | 平成18年度寒河江市一般会計予算  |
| "   | 3  | 議第 | 5号  | 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算   |
| "   | 4  | 議第 | 6号  | 平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算  |
| "   | 5  | 議第 | 7号  | 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算  |
| "   | 6  | 議第 | 8号  | 平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算  |
| "   | 7  | 議第 | 9号  | 平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算  |
| "   | 8  | 議第 | 10号 | 平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算                                     |
| "   | 9  | 議第 | 11号 | 平成18年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算                                   |
| "   | 10 | 議第 | 12号 | 平成18年度寒河江市立病院事業会計予算   |
| "   | 11 | 議第 | 13号 | 平成18年度寒河江市水道事業会計予算  |
| "   | 12 | 議第 | 14号 | 寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について |
| "   | 13 | 議第 | 15号 | 寒河江市課制条例の全部改正について   |
| "   | 14 | 議第 | 16号 | 寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について                                 |
| "   | 15 | 議第 | 17号 | 寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について                                 |
| "   | 16 | 議第 | 18号 | 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について                                 |
| "   | 17 | 議第 | 19号 | 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について                             |
| "   | 18 | 議第 | 20号 | 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                                    |
| "   | 19 | 議第 | 21号 | 寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正について                                  |
| "   | 20 | 議第 | 22号 | 一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正について  |
| "   | 21 | 議第 | 23号 | 寒河江市特別会計条例の一部改正について   |
| "   | 22 | 議第 | 24号 | 寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正について                                      |
| "   | 23 | 議第 | 25号 | 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について  |
| "   | 24 | 議第 | 26号 | 寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について                             |
| "   | 25 | 議第 | 27号 | 寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について                            |
| "   | 26 | 議第 | 28号 | 寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正について                                       |
| "   | 27 | 議第 | 29号 | 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について                          |
| "   | 28 | 議第 | 30号 | 寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止について                                  |
| "   | 29 | 議第 | 31号 | 寒河江市農村公園に関する条例の一部改正について   |

- ” 3 0 議第 3 2 号 寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業施行条例の廃止について
  - 日程第 3 1 議第 3 3 号 寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について
  - ” 3 2 議第 3 4 号 寒河江市国民保護協議会条例の制定について
  - ” 3 3 議第 3 5 号 寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正について
  - ” 3 4 議第 3 6 号 二の堰親水公園に係る指定管理者の指定について
  - ” 3 5 議第 3 7 号 財産の交換について
  - ” 3 6 議第 3 8 号 字の区域及び名称の変更について
  - ” 3 7 議第 3 9 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
  - ” 3 8 議第 4 0 号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
  - ” 3 9 陳情第 2 号 「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出に関する陳情
  - ” 4 0 委員会審査の経過並びに結果報告
    - ( 1 ) 総務委員長報告
    - ( 2 ) 文教厚生委員長報告
    - ( 3 ) 建設経済委員長報告
    - ( 4 ) 予算特別委員長報告
  - ” 4 1 質疑、討論、採決
  - ” 4 2 議会案第 1 号 寒河江市議会議員定数条例の一部改正について
  - ” 4 3 議案説明
  - ” 4 4 委員会付託
  - ” 4 5 質疑、討論、採決
  - ” 4 6 議会案第 2 号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
  - ” 4 7 議案説明
  - ” 4 8 委員会付託
  - ” 4 9 質疑、討論、採決
  - ” 5 0 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求について
- 閉 会

平成18年3月第1回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営について、昨日予算特別委員会終了後、議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議会議案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、議会議案第2号寒河江市議会委員会条例の一部改正について、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についての3件であります。

追加議案の取り扱いについては、最初に議会議案第1号を上程し、提案理由の説明を受け、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、議会議案第2号を上程し、提案理由の説明及び委員会付託を省略し、質疑、討論、採決の順で行うことといたしました。

次に、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申出並びに委員派遣承認要求についてお諮りすることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は議事日程第6号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第1、議第2号から日程第39、陳情第2号までの39案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第40、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

## 総務委員長報告

○新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

○松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日午前9時30分から、市議会第2会議室において、委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第14号、議第15号、議第17号、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第33号、議第34号、議第35号、議第37号及び議第38号の14案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第14号寒河江市議会議員及び寒河江市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、タクシーやレンタル車には箱形と乗用車タイプがあるが、どちらも可能なのかとの問いがあり、当局より、車の使用については法律で定められており、10人以内のワゴンタクシーの大きさまでとなります。レンタル方式では、車を借りて運転手を別に雇用し、燃料代も個別に契約する方法もありますとの答弁がなされました。

委員より、ポスター1枚当たりの単価はどこから割り出しているのかとの問いがあり、当局より、公職選挙法施行令で規定され、国政選挙で使われている単価ですと答弁がなされました。

議第14号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第15号寒河江市課制条例の全部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、今回の課の統合に伴う市民に対する周知方法、庁内の表示や総合受付の考え方についての問いがあり、当局より、市民に対する周知については、3月20日号の市報で課の名称変更や配置の変更をお知らせいたします。表示の仕方は、変更に合わせて修正を行うこととなります。総合受付については、現在も市民課の窓口が総合案内的な機能を果たしており、またすべての職員で市民に対応しておりますので、別個に担当を設けることは考えておりませんとの答弁がなされました。

議第15号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第17号寒河江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。



委員より、公表項目がふえると思うが、どのような内容となるのか。また、公表の仕方、時期はどのように考えているのかとの問いがあり、当局より、これまでの公表は職員の給与状況が主でしたが、今後の公表は条例第3条に規定する6項目ほどがふえますので、市報に載せるページ数も限られていることから、概要を載せることとし、正式な公表は掲示場に掲示する方法となります。また、市のホームページでの公表も検討しております。公表時期は、これまでどおり11月上旬を予定しておりますと答弁がなされました。

議第17号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第18号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号一般職の職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市特別会計条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので、議第33号寒河江市国民保護対策本部及び寒河江市緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議第34号寒河江市国民保護協議会条例の制定についてを一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、国民保護協議会委員の定数を40人以内とし、同協議会に幹事40人以内を置くとしているが、委員と幹事の関連についてお聞きしたいとの問いがあり、当局より、協議会の委員構成は市長を初め助役、教育長などのほかに市に関連あるJR、新聞社、放送局、ガス会社などの関係機関の代表者とし、幹事は関係機関の実務面を担当する方で構成し、協議会の原案作成や事前調整を行うものですとの答弁がなされました。

委員より、国民保護法と県の計画をもとに寒河江市が国民保護計画を18年度中に策定するとしているが、策定期限と計画内容について伺いたいとの問いがあり、当局より、計画の策定は平成18年度中と考えており、県に提出し、協議を行い、計画を策定後、議会に報告となります。6月か7月にスタートさせ、最終

的に翌年の3月まで議会に報告というスケジュールであります。計画内容については、国の基本方針や県の計画で決まっており、市では初動の連絡体制の確立や警報の伝達、市民の避難誘導、救援などを定めますとの答弁がなされました。

委員より、国民保護協議会委員に市民の代表者は何人ぐらいを考えているのかとの問いがあり、当局より学識経験者という形で、ある程度の人数は入れていきたいと考えておりますが、具体的にはまだ決定しておりませんと答弁がなされました。

委員より、武力攻撃を受けた場合の市の具体的な対応はどのようになるのかとの問いがあり、当局より、国が侵略を受けた場合、国は県と市町村に対し対策本部の設置を指定します。市の対策本部では、国、県から情報を得て、市民の避難誘導などを実施することとなります。法律的に国が主体となって行い、市はそれを受けるための計画をつくることとなっておりますとの答弁がなされました。

議第33号及び議第34号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結いたしました。

議第33号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第34号について、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号寒河江市醍醐財産区管理会委員の報酬に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第37号財産の交換についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、それぞれの土地の評価はどのようにして算出したのかとの問いがあり、当局より、土地の評価については寒河江川土地改良区が交換に供する土地は市で鑑定士に依頼して算出しており、市が交換に供する土地については、平成15年国に一部売却したときの単価を参考に算出してありますと答弁がなされました。

議第37号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第38号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より、字の区域変更の今後の取り組みと考え方についての問いがあり、当局より、市としては旧寒河江町の大字寒河江の地域で特に甲乙丙丁の十干を使っている所在地は、全部変更すべきであると考えておりますが、全体の同意が必要でありますので、地区住民の要望が高まったところから順次進めていきたいと考えておりますとの答弁がなされました。

議第38号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日午前9時30分から、市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長を初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第16号、議第24号、議第25号、議第26号、議第27号、議第28号、議第40号、陳情第2号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第16号寒河江市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、この分担金は17年度歳入となるのかとの問いがあり、当局より、この事業は17年度単年度事業ですので、この3月議会で議決をいただきますと、17年度歳入としての請求手続きを行いますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第16号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市立学校の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第24号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第25号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第26号寒河江市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、委員定数10人以内となっているが、何人予定しているのかとの問いがあり、当局より、定数10人以内というのは委員会の今後の業務量を勘案して、ある程度余裕を持った設定にしており、当面は5名程度と考えておりますとの答弁がありました。

委員より、障害は身体障害、知的障害、精神障害と三つに分かれるが、この審査会の中ですべて判定するのかとの問いがあり、当局より、すべての障害者についてこの審査会で審査することになりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第26号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市総合福祉保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題

とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今ハートフルセンターにはほのぼのサロン等だれでも無料で利用できる場所があるが、この部分についてはどうなるのかとの問いがあり、当局より、指定されている貸し室について対象とするもので、現在料金をいただいていない場所については従来どおりですとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第27号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市高齢者寿賀祝品等支給条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第28号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、現在の第4段階の該当者1,087名が改正後の新5段階へそのまま移行するわけではないのかとの問いがあり、当局より、そのまま移行すれば1,087名となるところですが、実際には今回の税制改正の影響があり、新5段階にはその2倍近くの2,098名が該当なると考えられます。ですから、新4段階と新5段階の方に激変緩和措置を適用するというものですとの答弁がありました。

委員より、激変緩和措置で18年度はどの程度軽減されるのかとの問いがあり、当局より、新4段階と新5段階について激変緩和措置がありますが、新4段階については現在の第1段階及び第2段階から移行する方の保険料は新基準額3万5,760円の66パーセント相当額となり、同じように現在の第3段階から移行する方は83パーセント相当額となります。次に、新5段階についてですが、現在の第1段階及び第2段階から移行する方は新基準額の75パーセント、第3段階から移行する方は91パーセント、そして現在の第4段階から移行する方については新基準額の108パーセントが保険料額となります。19年度については、若干率が変わってまいりますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第40号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第2号「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出に関する陳情を議題とし、担当書記による陳情文書朗読の後、審査に入りました。

主な意見等について申し上げます。

委員より、新たに高齢者の健康保険をつくって保険料を徴収しようとするなど、今は低所得者や高齢者、障害者、難病患者などが必要な医療を受けられないような大変な状態になってきている。国民皆保険制度を堅持して、だれでもが安心してかかれる医療制度にすることは大変必要なことだと思うので、この陳情書に賛成ですとの意見がありました。

委員より、さまざまな動きがある中で、この三つの陳情項目を国に求めるというのは妥当だと思うので、採択すべきだと思いますとの意見がありました。

また、委員より、趣旨はわかるが、国も地方も行財政改革を推進し、非常に厳しい状況にある中で被保険者も保険者もある程度公平な部分で負担と給付が必要であり、維持可能な医療制度にしていけないとどこかで詰まってしまう。この陳情書には、今の時点では賛成しかねるとの意見がありました。

委員より、この陳情の趣旨で医療費抑制の歯どめをどこでするかということが見えない。陳情項目はわかるが、2010年には医療費が41兆円にもなろうという推計が出されている中で、持続可能な制度でなければならぬと思う。この陳情書はさらに吟味すべきで、願意妥当とは思えないとの意見がありました。

ほかに質疑、御報告するほどの意見等もなく、質疑等を終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第2号は賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日午前9時30分から、議会図書室において、委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第29号、議第30号、議第31号、議第32号、議第36号及び議第39号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第29号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、予算上の歳入の変化はないようだが、条例改正によりどのくらい違ってくるのかとの問いがあり、当局より、具体的な算出はしていませんが、それほど多くはなく、また歳入不足の場合も考えて見込んだものでございますとの答弁がありました。

議第29号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市慈恩寺観光会館設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、別なものを建てるという考えはないのかとの問いがあり、当局より、現在のところはございませんとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第30号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市農村公園に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第32号寒河江都市計画事業寒河江駅前土地区画整理事業施行条例の廃止についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、清算業務も完結したのかとの問いがあり、当局より、現在清算徴収業務を行っている状況でスムーズに進んでおり、予算関係につきましても出納閉鎖期間内に完了する見通しでございますとの答弁がありました。

議第32号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号二の堰親水公園に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、指定管理団体の事務局を土地改良区の中に置くということについて不都合はないのかとの問いがあり、当局より、この団体は土地改良区を含む21団体で構成しており、土地改良区につきましてはこれまでもグラウンドワーク二の堰の事務局を行っており、これまでと同じ内容で指定管理者として実施していくということでございますと答弁がありました。

議第36号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、飲用水供給施設事業が今回も計画に載っているが、実現性の見通しにはどうなのかとの問いがあり、当局よりこの事業を上げる前に地区住民の同意を得て要望しているわけではありますが、今後事業に着手する段階で再度説明会をして、その段階で県が判断をすると聞いておりますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第39号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、3月2日午前11時10分から本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第2号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第7号）、議第4号平成18年度寒河江市一般会計予算、議第5号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第6号平成18年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第7号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第8号平成18年度寒河江市老人保健特別会計予算、議第9号平成18年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第10号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会予算、議第11号平成18年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第12号平成18年度寒河江市立病院事業会計予算、議第13号平成18年度寒河江市水道事業会計予算であります。

11案件を一括議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

議第2号については、一つ、小中学校のアスベスト対策の施工方法について。

議第4号については、一つ、新寒河江温泉の使用料について、一つ、旧高松公民館敷地に係る土地売払収入について、一つ、市債に係る後年度交付税算入分について、一つ、土地開発公社職員地方公共団体負担金の性格について、一つ、児童手当制度の拡大内容及び少子化対策推進事業について、一つ、浄化槽設置補助事業に係る区域の見直し並びに今年度補助対象件数及び今後の補助継続について、一つ、浄化槽の水質管理及び旧廃止鉱山の管理について、一つ、市に対する浄化槽関係事務の一部移管内容及び水質検査機関並びに市民浴場の工事内容について、一つ、自動体外式除細動器の購入台数及び設置場所、講習会の開催などについて、一つ、乳幼児予防接種事業の広域化について、一つ、農地流動化支援事業費補助金の動向について、一つ、農事実行組合事務局に係るさがえ西村山農業協同組合との協議内容について、一つ、除雪委託経費の積算内容について、一つ、花咲かフェアの開催経費と期間の延長について、一つ、国道458号整備促進同盟会における検討、要望内容について、一つ、生活関連の道路予算の箇所づけなどについて、一つ、花咲かフェアにおける他課からの応援体制及び協力募金について。

議第5号については、一つ、下水道使用料の未収金の取り扱い及び受益者負担金徴収について、一つ、汚泥の処分単価及び維持管理委託について。

議第9号については、一つ、地域包括支援センターの設置、組織及び取り組みの内容並びに従来の在宅介護支援センターの今後の役割について。

議第13号については、一つ、水道使用料の滞納に対する今後の取り組みについて、一つ、水道メーターの年間交換件数及びメーター購入方法並びに私道などの個人の鉛管への対応についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

議第6号、議第7号、議第8号、議第10号、議第11号、議第12号については質疑はありませんでした。



質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、3月14日午前9時30分から、本議場において、委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと再開いたしました。

日程第1、議第2号から日程第11、議第13号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

議第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第4号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第5号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第6号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第7号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第8号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第9号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第10号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第11号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第12号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第13号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第41、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第4号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。16番川越孝男議員。

〔16番 川越孝男議員 登壇〕

○川越孝男議員 議第4号平成18年度寒河江市一般会計予算に反対の立場で討論いたします。

市長は施政方針で、本年度は行財政改革が具体的にスタートする年であり、行財政改革の断行元年と位置づけ、改革を敏捷かつ大胆に実行してまいりたいと述べられました。私も真の行財政改革を果たさなければならぬと思っております。市の財政事情は、一段と厳しさを増しています。

一方、多様化する市民要求を受け、今寒河江市が執行部も議会も含め果たさなければならぬのは、限りある財政の中で、まずは市民の生命と財産、市民の健康と安全な暮らしを守ることです。そのためには何が必要で、何を優先すべきなのか。そのための財政を確保するためには何が先送りでき、何を待ってもらえるのか、何を見直しすべきなのかについて十分に審議、検討する中で事業の選択を行い、市民に理解をしていただくということが極めて重要になってきていると思います。

そのような観点から、平成18年度予算を見ますと、児童手当支給対象の拡大や学童保育の拡充、乳幼児予防接種の広域化、遅きに失した感はありますが、陵西中学校の大規模改修への本格着手など、評価できる点もたくさんあります。しかし、市民の生命や安全な暮らしを守るという視点からすると、問題点も多くあります。

その一つは、これまでの大型プロジェクトによって生活関連事業へのしわ寄せが昨年よりも一段と強まっていることとあります。昨年の当初予算と比較しますと、道路改良費が7,127万円から1,200万円、道路舗装工事費の1,050万円から350万円、側溝整備費が2,192万円から1,550万円、用悪水路整備費が500万円か

ら350万円にそれぞれ減額なっています。現在要望をし続け13年以上なるのに、未整備のところや、関係者の同意書を付して市に提出してから9年以上もたつのに、整備のめども立たない状況のところもあります。さらにおくれるのではないかと心配されているのであります。

最上川寒河江緑地整備が、8億5,000万円の総事業費で進められています。市民の中には、公共事業が減少する中でカヌー場整備の7億円は、地元企業の活性化に役立つと期待の声もあります。しかし、実態は、東京の会社と仙台市に営業所や支店を持つ2社の3社で入札が実施されています。16年度は3回入札を行ったが、不調となり、東京の会社が随意契約し、17年度も同じ東京の会社が落札しています。落札及び契約金額は、予定価格に対し16年度は99.9パーセントであります。17年度は99.77パーセントとなっており、市民の期待にはほど遠いものであります。これまでも指摘したとおり、完成後の利活用や維持管理費を含め、費用対効果の観点から見直しをし、緊急性のある事業や市民生活に直結した事業に大胆に転換すべきだと思います。

また、花咲かフェアINさがえについても実施することには賛成であります。実施方法を見直すべきであります。その一つは、入場者から財政的な負担、協力をしていただくことであります。二つには、他の課の市役所の職員が大勢で応援するというのではなく、民間の団体やボランティアなど、名実ともに実行委員会にシフトすることです。

所管課である花・緑・せせらぎ推進課以外の他の課からの応援は、16年度は16日間で295人、17年度は20日間で308人だったそうであります。18年度は、23日間で338人予定されています。この他課からの応援分の人件費だけでも1,180万円相当になるのではないかと思います。

行財政大綱によって、職員が5年間で40名削減される状況下にあっては、人的にも財政的にも問題があり、見直されるべきだと思います。機構改革で26課から19課にするものの、管理職を配置する五つの室の新設は課数の削減や管理職人数の削減など、機構や手当など人件費の縮減、スリム化を目指した行財政改革に逆行するものと言わなければなりません。

また、課の数に対し管理職の人数は、平成9年度は3名、10年度は2名、11年度は3名多かったのが12年度より7名、13年度も7名、14年度は10名、15年度は11名、16年度は12名、17年度は14名と、年々オーバー、人数も増加しており、管理職の退職人数に関係なく管理職の昇任発令をしてきた人事政策は誤りだと思います。その結果、経費の削減、スリム化に逆行する管理職を配置する室長のポストをつくらざるを得なかったのではないかと指摘は免れられないと思います。

土地の売払収入として、高松地区公民館跡地の処分が歳入に計上されています。この土地は、高松財産区特別会計から公民館用地を買うために繰り出しし、一般会計に繰り入れをして、一般会計で取得をしているものであります。従って、これまでは高松財産区管理会と協議をして、対処されてきたと聞いております。

しかし、今回は高松財産区管理会に事前の話は全くなかったそうであります。当局は、旧高松地区公民館跡地の処分について、地元の説明し、了解を得ているとのことでしたが、了解した相手が高松財産区管理会とは関係なく、高松地区区長会でもなかったことが今議会で明らかになりました。

また、当局は、この土地は市の普通財産であり、財産区と関係なく市で処分できるとしていますが、一連の対応は適切を欠く対応であると思います。今後も財産区特別会計の財源で公共事業に活用することはあり得ると思います。しかし、今回管理会との協議もなく、一方的に処分するようなことになれば、将来のまちづくりに財産区管理会と市との関係の中で、支障を及ぼすことになりかねないことを指摘をしてお

きます。

市庁舎は行政の中核であり、常に多くの市民が来庁しています。また、災害発生時には対策活動の拠点となる施設であり、市には庁舎を安全に管理する義務があると思います。従って、耐震診断を実施すべきだと思います。

ところが、当局は市庁舎は特殊な構造であることから調査も難しく、仮に調査をして補強工事が必要となっても、現実的には無理なので、耐震診断をするまでもないと言われますが、これは極めて無責任な態度であり、改めるべきだと思います。

それは、昨年3月に策定された山形県公共施設等耐震化基本方針や、昨年4月20日に開催された主幹課長会議、それに5月11日の市町村長を対象にした防災講演会の内容からしても明らかだと思います。ところが、市長の代理出席者から市長に伝わっていないために、市長の認識は改まらず、耐震診断をするまでもないとなっているとすれば、また新たな問題だと思います。

市民文化会館のアスベスト対策について、当局は気中濃度調査を計上していますが、定期的に調査を続け、問題があったら対策をとるというのではアスベスト対策としては誤りだと思います。天井にアスベストが使われている市民文化会館を使用し続ける以上は、対策は絶対に必要であります。そのための調査を実施すべきであります。予算にも実施計画にも示されていないのであります。

また、市民要求の強い中学校給食の実施については、教育振興計画を策定するために、教育委員会に設置される検討委員会で食育の中で扱うとされています。しかし、結論が先送りされるのではないかと市民の多くの方が心配されており、問題であります。中学校給食の実施については、市民の要望が強いこと、国や県も実施すべき方向を示していること、周辺の中学校は実施をしてくれていること、県内にも実施校が拡大していること、これらを直視し、教育委員会として主体的に実施の方向性を示すべきと思います。

幾つかの具体的な問題を提起しましたが、少数意見や反対意見も受けとめるという民主政治の原点に立ち返り、今後の市政執行に生かしていただきたいという願いを込めて、反対討論を終わります。

○新宮征一議長 11番柏倉信一議員。

〔11番 柏倉信一議員 登壇〕

○柏倉信一議員 緑政会を代表し、平成18年度一般会計予算案に対する賛成討論を述べさせていただきます。

平成18年度は、行財政改革、第5次振興計画の実施初年度に当たり、中でも行財政改革は次の世代の負担を軽減する意味で極めて重要な施策であり、これを具現化するため、徹底した歳出削減に努め、5年後に65億の市債残高を減額するという大変な改革であり、これを実現する意味で平成18年度予算案は、人件費の削減を初めあらゆる経費の見直し、歳出削減に努め、一方で百年の大計を考慮、定住人口の増加、税収確保の観点から木の下区画整理事業の本格的事業の実施、住環境整備の観点から南部地区民待望の最上川緑地整備予算の確保に努め、また交流人口の増加、まちの活性化、地域おこしを大きな目的に、花咲かフェアINさがえ、さがえ三大祭りの予算の確保など、全国に先駆けて進めてきたグラウンドワークを駆使して市民の協力を得、本市発展に必要な事業に取り組んだ努力の成果がうかがえます。

また一方では、非常に厳しい予算編成にもかかわらず、福祉予算、扶助費などは6.5パーセントの伸びを示しており、実に配慮された予算編成と考え、市民にある程度負担をかけることにはなるが、全国的な市町村の厳しい財政状況や指定管理者制度の導入を柱とする積極的な民間委託、退職者の不補充、市長初め特別職、幹部職員の5年間にわたる給与の減額を見れば、十分理解してもらえる内容であり、財政健全化に向け一歩踏み出した予算内容となっております。こうした観点から、寒河江市議会最大会派緑政会の総

意として、平成18年度予算案に対し賛成の意を表する次第です。

以上をもって、賛成討論といたします。

○新宮征一議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第10号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第11号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第12号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第13号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

議第16号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕



挙手全員であります。

よって、議第16号は原案のとおり可決されました。

議第17号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第17号は原案のとおり可決されました。

議第18号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第18号は原案のとおり可決されました。

議第19号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第19号は原案のとおり可決されました。

議第20号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第20号は原案のとおり可決されました。

議第21号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第21号は原案のとおり可決されました。

議第22号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第22号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第22号は原案のとおり可決されました。

議第23号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第23号は原案のとおり可決されました。

議第24号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第24号は原案のとおり可決されました。

議第25号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第25号は原案のとおり可決されました。

議第26号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第26号は原案のとおり可決されました。

議第27号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第27号は原案のとおり可決されました。

議第28号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決されました。

議第29号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第29号は原案のとおり可決されました。

議第30号について委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第30号は原案のとおり可決されました。

議第31号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第31号は原案のとおり可決されました。

議第32号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙

手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

議第33号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第33号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

議第34号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第34号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

議第35号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

議第36号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第36号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第36号は原案のとおり可決されました。

議第37号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第37号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第37号は原案のとおり可決されました。

議第38号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第38号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第38号は原案のとおり可決されました。

議第39号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第39号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第39号は原案のとおり可決されました。

議第40号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第40号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第40号は原案のとおり可決されました。

陳情第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択でありますので、本件は原案について採決いたします。

本件は原案を採択とすることに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決しました。

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午前11時10分といたします。



休 憩 午前11時01分

再 開 午前11時10分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 会 案 上 程

○新宮征一議長 日程第42、議会案第1号を議題といたします。

## 議案説明

○新宮征一議長 日程第43、議案説明であります。

議会議案第1号について、提出者から提案理由の説明を求めます。石川忠義議員。

〔8番 石川忠義議員 登壇〕

○石川忠義議員 ただいま議題となりました、議会議案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今地方分権時代の到来により、地方議会の役割は一層拡大していることから、さらに住民代表機能を充実し、その活性化を図ることが強く求められております。

また、行政におきましても国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革を進める中で、限られた財源を自己決定、自己責任により厳選した事務事業を執行してまいらなければなりません。このような社会情勢の中で、議会改革といたしまして市議会の議員定数を21人から3人減らし、18人に改正しようとするものであります。

市議会においては、昨年3月に寒河江市議行財政改革検討委員会を設置し、組織機構等の見直し、財政の健全化、民間活力の導入、事務事業の見直し等々について協議を重ね、具体的に政策提言書として市長に提出いたしました。

さらに、平成17年6月には寒河江市議会議員定数等検討委員会を設置し、議会改革と活性化等について、市民各層からの意見を拝聴すべく市内各種団体の代表の方々との懇談会も含め、延べ10回にわたり会議を開き、検討いたしました。議員定数については、さまざまな意見が出されましたが、検討委員会の結論としては、次回選挙より現行の21人から3名減の18人とすることに決定したわけであります。

また、寒河江市行財政推進委員会の審議の中でも定数見直しの意見が出されており、町会長連合会行財政改革提言書の中にも議員定数削減が盛り込まれているところであります。市行政当局において、先に策定されました行財政改革大綱及び実施計画や、今定例会に示されました平成18年度当初予算でもおわかりのように、その内容は改革元年にふさわしい効率的で生産性の高い行財政運営を行うための計画並びに予算内容となっております。

議会といたしましても、市民の代表として民意と議決機関としての機能を踏まえ、率先して改革を進め、行政と一体となり、この難局を乗り切らなければならないと思っております。何とぞ議員皆様の御理解をいただき、満場一致で御賛同をいただきますようお願い申しあげ、寒河江市議会定数条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

## 委員会付託

○新宮征一議長 日程第44、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第45、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第1号に対する質疑はありませんか。内藤 明議員。

○内藤 明議員 ただいま提案されました議員定数条例の一部改正について、若干簡潔にお尋ねをしたいというふうに思います。

一つは、ただいまも提案理由の説明の際に、分権時代にあつて議会の役割が拡大しているということが提案者から申されました。私もそのとおりだというふうに思います。

また、地方分権一括法を審議する際に、地方分権推進委員会の中でも議会の役割が重視をされて、また活性化を求めることなどもいろいろ議論をされたようであります。今回こうした議員定数を削減するということは、私はそういうふうな意味ではまさに時代に逆行するようなものでないかというふうに考えますが、いかがお考えになるのか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、もう一点、21人を18人に改めるというふうにされておりますが、その根拠を伺いたいというふうに思います。これからますます財政的に厳しくなるということが予想されますし、そういうふうな意味では事あるごとにこうした議員を削減することに道を開くような心配があります。その点について2点お聞かせをいただきたいと思います。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 議員定数問題等検討委員会、さっきも述べましたけども、10回やっております。その中で町会長連合会の8名の代表の方、また市内の6団体の方とも話した中で、こういう非常に厳しい現実の中で議会の方から改革を進めるということがあるのではないかという話もありました。

今の時代に逆行するのではないかというような御質問でございますけども、私はこのままいけば、逆に逆行するのかなど。少子高齢化を迎える中で議員をこのまま定数を置いて、何の議会かなど。やっぱりこれからは少数精鋭主義を入れまして、議員一人一人が地域代表という一つの使命を受けながらも、寒河江全体の代表として議会活動に邁進する必要があるというようなことから、私は削減を提案したわけがあります。

また、21名から18名に3名減らした根拠ということですけども、これもいろんな我々検討委員会で話したのは寒河江市の民意を聞いて、それで3名が妥当であろうというような意見でありますので、それを市民の意見として、いろんな考えありますけども、やっぱり民意を聞くのが一番だということで3名という定数減を提案したわけです。

以上です。

○新宮征一議長 内藤議員。

○内藤 明議員 見解を異にすることはありますけれども、その点はさておきまして、今回も少数精鋭にしてというふうなお話がありました。前回の議員定数の削減の際もそうしたことが言われました。

少数精鋭にして、議会の活性化を図ることによってできるというようなことでありましたが、そういう意味では提案者は今の議会について、どういうふうに御見解をお持ちなのか、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。この前は24名から今の21名に、その際にこうした説明がなされ、今提案なさっている石川議員も賛成をなさったわけでありましたが、現況の議会の状況について、どのようにお思いになるのか

お伺いをしたいというふうに思います。

○新宮征一議長 石川忠義議員。

○石川忠義議員 見解の相違ということでありますけども、私は見解の相違はないと思います、同じ議員として。前回は少数精鋭主義ということも、私も議事録を見ておりますので、提案理由ですか、質問の中でもやっていますけども、それからもう約4年もたっているわけです。

議会運営委員会として、ここ3年ばかり私も委員として各自治体を視察してまいりました。特に関東、関西の方のいわゆる中核都市、8万から10万の都市では今18名ぐらいの議員が当たり前です。今年行ったある自治体も、それでも多いんだと、来年の統一選挙ではもう少し減らすべきだと検討していると、そういうみんなの改革に向かって、議員が率先して改革するということをやっぴりいろいろ視察した中で教えられました。

現状、寒河江市ではどうかということですけども、寒河江市でもよその自治体も私は同じだと思います。今合併を実現できなくて、どこの自治体も非常に議員定数で苦勞しております。私もそういう一連の各自治体の減少を視察しまして、そういう考えで提案しました。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。20番遠藤聖作議員。

〔20番 遠藤聖作議員 登壇〕

○遠藤聖作議員 私は、日本共産党とこの問題を深刻に受けとめている多くの市民を代表して、議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について反対の立場から討論に参加したいと思います。

提案の内容は、今お話がありましたように、次期市議選から市議の定数を21名から18名に3名削減をするというものであります。その理由は提案書、あるいは今の提案者の説明にもありましたけれども、地方分権時代における市議会の行財政改革並びに最近の社会情勢にかんがみというものであります。

言うまでもなく議会の役割は、予算の編成、執行機関である行政を議決機関である議会が監視、チェックし、誤りや逸脱があれば、それをただしていく。そして、市民の大小さまざまな願い、要望を日常的に取り上げ、その実現のために努力をするという、大きく分けて二つの役割が地方自治法でも定めてあるところであります。行政のむだや浪費をチェックする側の議会が自らを厳しく律していくことは当然のことではありますが、そのことと議員定数を削減することとは必ずしも直結しないと私は考えます。議員定数等検討委員会の中でも繰り返し私は主張してまいりましたが、この際以下改めて申し上げたいと思います。

一つ目の問題は、議員定数を削減することによって、市民の声が議会に反映しにくくなるという現実があります。この間30名だった寒河江市の議会議員の定数は、3度の削減を経て21名までに減っていますが、選挙のたびに当選に必要な得票数が上昇しています。そうしたこともあって、徐々に立候補者の減少傾向が強まっていることは周知の事実であります。寒河江の将来を担うべき若い有能な人材が、大変立候補しにくくなっているのも御承知のとおりであります。あるいは、小さい狭い地域の声や少数意見を市政に反映させようとしても、立候補しても当選に届かない。結局大きい地域や団体をバックにして立つ人が相対的に有利になるのが定数削減の現実であり、私自身がこの間何度も体験してきたことでもあります。

また、何か特別な力や才能を持った人でないと議員になれないというのでは、市政が市民に身近なものにならないと私は思います。いわゆる少数精鋭主義では、議会が市民に身近にならないと思います。地方自治や地方分権の理念が直接民主主義を原点とする住民自治であることを考えれば、その代表機関である市議会は、できる限り多くの市民代表によってけんけんがくがくと議論が闘わせられる場、可能な限り多様な市民の声が反映される場でなければならないというのが私の持論であります。

さらに、市議会議員は何人が適正かという基準も持たずに、定数削減をこの間繰り返してきました。そのことは、住民自治の自殺行為でもあり、大変危険なことだと指摘をしたいと思います。

二つ目の問題は、議会としても行財政改革に貢献するというのであれば、議員報酬を大幅に削減すれば済むことだということでもあります。例えば議員一人当たり月額5万円削減すれば、年間で1,200万以上の財政支出の抑制効果があり、議員2人分の報酬に匹敵する金額になります。議員が5万円の報酬カットになったとしても、生活できないというような水準ではないと思います。

また、リストラや企業倒産、長い経済不況のもとで勤労者、中小商工業者、農業者など、あらゆる市民が大変な生活苦に直面をしています。私は、こうした状況を踏まえれば、定数削減の前に議員報酬のあり方について検討を加え、今日の市民の暮らしや生活の状況を受けて、大胆な見直しを行うべきだと、この際改めて主張するものであります。

総じて市民の目は、定数問題もさることながら、副業を含めて兼業している議員の存在や議員の日常活動、議会での言動などが十分市民に周知されていないこと、さらに議員報酬の使い道などに大きな関心が向いていると思われまます。このことは、定数削減だけでは解決しない、市民に対して議会が課せられている大きな宿題であります。

この間の定数等検討委員会では、定数問題や会派の調査費の増額問題では意見が分かれました。そして、最終的には多数で採択をするという残念な結果になりました。しかし、同じ検討委員会の場で、議会がもっと市民と接する機会をふやしていく問題や、公営選挙の枠の拡大、常任委員会の行政調査費の縮減などが全会一致で確認されたことは評価すべき決定だったと考えます。

最後に、今後この定数削減が来年度の市議選にどのような結果をもたらすかは予断を許せませんし、だれもわからないことであります。

しかし、市民の営業と生活の困難が少しでも解決するように、そしてその目線に立って日常不断に生活相談活動を行うこと、あるいは与党多数のもとで、ややもすると緩みがちになりやすい行政に対するチェック機関としての議会の役割を發揮させることこそが、議員の本来の任務であるということを私は政治信条にしていきたいと考えています。そのことを市民に強く訴えていくことを表明して、反対討論といたします。

○新宮征一議長 10番荒木春吉議員。

〔10番 荒木春吉議員 登壇〕

○荒木春吉議員 私は緑政会を代表し、議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正に賛成の立場で討論を行います。このたびの議員定数削減について、以下五つの事由により現行21人から3人減の18人にすることに賛成の意見を述べさせていただきます。

一つには、行財政改革を推進するには、議会から率先して改革をとということでもあります。今回の行財政改革は、本市の組織に大改革をもたらしました。課の数も26課から19課へ、係数は82係から52係に削減されます。また、指定管理者制度を導入し、5年間で職員40名を削減、新規採用も視野に入れた中での組織

改革を確実に履行できるよう、議会として見守っていかねばなりません。議会の改革は待ったなしであります。

二つ目には、市民のより多くの意見は議員定数を削減すべきであるということであり、昨年10月18日に本市町会長連合会の代表者8名と、10月19日には連合婦人会等各種6団体の代表者と、寒河江市議会定数等検討委員会は議員定数と議会活性化策について懇談会を行いました。参加者の多くの意見は、議員定数を減らすべきであるということであり、また、多くの市民の意見も行財政改革を推進するには、市民を代表する議員がまず率先して議員定数をはじめとする改革に取り組む姿勢を示すことによって、市民も行財政改革によるその痛みを分かち合えるのですとっております。

三つには、市町村合併が不調に終わった現状では、本市独自の道を歩まなければならないということであり、緑政会は、さきの1市2町の合併には賛成の立場で任意協議会を見守った。しかし、2町との合併は不調に終わった。これにより本市は独自の道を歩むことになり、行財政改革をより一層推進しなければならなくなった。私どもは、行財政改革を一步前進させるためにも議員の定数削減は必須であります。

四つには、議員定数により市民の声が届かないとの意見もありますが、今までは議員は地域代表的な考えがあった。しかし、少子化が進行する中、現状のままでよいのか。緑政会は現状を見詰め、議会も少数精鋭主義の立場で議会運営をすべきである。全国の多くの自治体でもその方向に進んでおります。議会運営委員会の視察でもはっきりしたことは、8万から10万都市の議員数が18名ぐらいの自治体が多くなってきました。それでも多いそうで、来年の統一選挙では若干名の定数減も視野に入れているという市もありました。民意は、議員数ではなく議員活動を通してくみ上げられるもので、定数は現状のままでよいという考えは民意に沿わないのではないかと。

五つには、若い方々にも市政参加を促すべきであります。一昨年の補欠選挙は無投票でありました。市民からも疑問の声が上がりました。また、今の議員報酬ではやっていけないとの声もありました。緑政会は、以上のようなことも考慮に入れ、公営選挙の導入実現に努力いたしました。現在問われているのは、いかに若い人に政治への関心を持っていただくかであり、生活を保障しながら、議員活動に専心できる体制を早急に確立すべきであります。

以上のことから、議員定数現行21人から3人減じて18人とする議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、市民の御理解と議員各位の満場一致の御賛同を得て御決くださいますようお願いし、賛成の立場からの討論といたします。

○新宮征一議長 17番内藤 明議員。

〔17番 内藤 明議員 登壇〕

○内藤 明議員 私は、ただいま提案されました議会案第1号の議員定数条例の一部を改正する条例案に対して、反対の意思を表明し、討論に参加をしたいと思います。

提案理由の説明の際に、あるいは理由の中で、地方分権時代において議会の役割は拡大しており、また地方分権時代における市議会の行財政改革並びに最近の社会情勢にかんがみ、本市議会の議員の定数を減少するものであるというふうに述べられておりますので、あえて申し上げたいというふうに思います。

2000年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方、県と市町村、自治体と市民との新しい関係の確立に向けた足がかりをつけました。しかし、その分権改革がそれ以前になされた地方分権推進委員会等の議論からすれば、着実に成果を上げているとはとても言える状況にありません。それは国と地方の関係、税源移譲の問題もさることながら、自治体と市民の関係についてそうであります。地方における分権改革の



最終的目標は、私は主権者たる市民への権限の移譲であると思います。そのことに向かって改革を進める。これが分権時代の行政改革であるというふうに私は考えます。

ところが、今進めようとしている市当局の行財政改革は、主たる目標を財政の削減に置き、機構改革はそうした目標からはほど遠い名ばかりのものと言わなければなりません。地方における分権改革が進まない最大の理由は、分権推進委員会の中でも話題に上りましたが、首長の多選にあると考えております。こうしたことを踏まえて、全国の自治体の中では、権限が集中する首長の多選はなれあいが蔓延し、弊害を生む恐れが大きいとして、多選自粛条例を制定しているところがあります。

御承知のように1997年、秋田県の寺田知事が多選条例を制定しようとしたのですが、当時の自治省は憲法上問題があるとして消極的な態度を示しましたが、その後1999年の総務省見解では、必要最小限の制約は憲法上も立法上も十分考慮されてよいとして、これまでの方針を転換しております。

我が国の地方自治制度は、よくアメリカの制度に準じたものとされていますが、アメリカの大統領制は3選を禁止をいたしております。政治権力を持った者が交代することによって、政治に新鮮、活気が求められているのであります。今日分権時代を迎え、こうしたことを考えれば、こういう改革を行うことこそが重要な視点であるというふうに私は考えます。

こうした中で議員定数を削減することは、行政監視が行き届かなくなるだけでなく、民意をくみ上げる機会が失われ、住民側からの政策立案や提案の機会をそれだけ少なくすることであり、分権改革の時代にあってはまさに自殺行為と言わなければなりません。殊に本市は市長が多選の中にあって、なれあいの弊害があるとの市民の批判があります。前回の議員定数削減案の説明の際も、少数精鋭にして議会の活性化を図ることとされましたが、本議会を見るとき、私はそのことが生かされているとはとても思えません。だからこそなれ合いというような市民の批判があるのだと思います。

また、経費節減をなすのであれば、市民の批判のあるイベントや投資効果の薄いような大型事業は見直しすること。そして、全国の例に倣って助役などを廃止し、大胆に改革をし、課長をはじめ職員との意思疎通を図ることの方がはるかに活性化に直結し、実りあるものと考えます。私は、議会にあっては今こそ市民を代表する議会としての役割に徹して原点に立ち返り、両輪の片方の輪の機能を十分に発揮すること。このことこそ民主主義が発展し、将来の寒河江市政の発展につながるものと確信をいたします。寒河江市政の現況のもとでの定数削減は、住民自治という視点から議会の自殺行為であることを重ねて申しあげて、反対討論を終わります。

○新宮征一議長 18番那須 稔議員。

〔18番 那須 稔議員 登壇〕

○那須 稔議員 私は、議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について、賛成の立場から意見を申しあげます。

経済情勢は、投資や消費を中心とする民間需要主導の景気回復局面に入って数年が経過し、回復の兆しとの報道がなされています。しかし、回復には地域ごとのばらつきが見られ、大企業に比べ中小企業の現状は厳しいことから、依然として経済雇用においても明るい回復の兆しが見えてこない厳しい状況にあることも事実であります。そんな中民間企業においては、長引く低経済成長の中、不良債権や含み損などを抱え、危機的な経営状況を迎えているなど、まさに企業の存亡をかけてリストラ、構造改革、不採算部門の切り捨てなどあらゆる手だてを講じ、経営の体質改善に血のにじむような努力をしております。

一方、地方自治体は、景気の低迷による地方税の減少、国と地方の税財政改革として進められてきた三

位一体による地方交付税の削減、加えて少子高齢化社会の進行、情報化社会の進展など、社会経済情勢が大きく変化しており、より一層の効率化で生産性の高い行財政運営が求められています。

さらに、地方分権の時代において財政的にも制度的にも、国や県に依存する体質から脱却する必要があります。こうした課題の多い自治体において、緊迫した財政状況を踏まえ、行財政改革を徹底的に推進することにより、活路を見出そうとしております。

本市においても、本年度からスタートする新たな行財政大綱に基づき、課の再編による組織の見直し、それに職員の新規採用を行わず人件費の削減を図るなど、経常経費の削減に努め、行政組織のスリム化と効率的な事務事業の執行に積極的に取り組んでいるところであります。言うなれば行財政改革は市民の総意であり、市民の参画により行政と市民がともに汗をかき、むだをなくし、市民本位のまちづくりを希求するところであり、まさに後世に負の財産を残さないためのものであります。当然のことながら、議会も行財政改革の実現に最大の努力をすべきであり、執行部に対して行革を求めることだけでなく、議員は議会組織、議会運営についても自ら行革を推し進める責務を有するものと思うものであります。

今、全国の自治体においては市町村合併の流れが加速されています。県内の多くの市町村議会においても、今後の広域合併を見据えた形で議員定数を削減する方向で検討され、決定されていることは御承知のことと思います。このようなことから、議員定数削減については社会の趨勢であり、多くの市民の声でもあります。私が所属する公明党も議員削減については、党勢拡大のためには定数削減には反対の立場をとる姿勢ではありません。当然地方自治法で定められている法定限度がありますが、社会情勢、時代の変遷によって各自治体の定数も変わってきているものであり、県内の自治体においても法律で定められた数より少なくなっているのが現状であります。

そして、今後自治体の広域合併が進んでいくこともあり、議員の定数削減は避けられないものと考えているところであります。もとより議員の定数を減らすことによって、議会も行政改革に真剣に取り組んでいることを市民に理解していただく機会となり、議会と市民の相互信頼が高まるのではないかと思うところです。もちろん私も議員は、これまで以上に議員として研さんを積み、自らの資質向上を図るとともに、市民の声を市民の代表として市政に反映すべく、行政改革、さらには議会の活性化に向けて最大の努力を払うことが求められております。

また、議員数が減ることは議会が市民の皆さんの広範な意見を吸い上げるのに支障を来す、あるいは市民の皆さんのかゆいところに議員の手が届かなくなるのではないかなどの事案も承知しております。私は、議員活動の質と量を高めることにより、その事案に対して十二分に補うことができると考えているところであります。

以上のことから、議員定数現行21を3人減らして18人とする議会案第1号寒河江市議会議員定数条例の一部改正について賛成するものです。市民の皆さんの御理解と多くの議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げ、以上で賛成の立場からの討論といたします。

○新宮征一議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議会案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

○新宮征一議長 日程第46、議会案第2号を議題といたします。

## 議 案 説 明

○新宮征一議長 日程第47、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 委 員 会 付 託

○新宮征一議長 日程第48、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第49、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第2号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における  
委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求について

○新宮征一議長 日程第50、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における委員会調査申し出並びに委員派遣承認要求についてであります。

このことにつきましては、お手元に配付しております文書のとおり、各委員長より申し出があります。お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり決しました。



平成18年3月第1回定例会

閉 会 午前11時58分

○新宮征一議長 これにて平成18年第1回定例会を閉会いたします。  
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 柏 倉 信 一

同 上 高 橋 勝 文